

## 「八幡東区役所フェイスブック」運営方針

### 1 目的

Facebook ページを活用して、八幡東区役所に関連する情報を提供するため、「八幡東区 Facebook ページ」を開設するもの。

### 2 位置づけ

Facebook を活用した情報提供は、インターネットを介した情報提供手段のツールの一つとして位置づけ、基本は八幡東区役所に関連した情報提供を行う。

### 3 名称

八幡東区役所

### 4 発信する情報

- (1) 催し物情報（イベント、講座等）
- (2) 区政情報（制度案内・統計情報等）
- (3) 緊急情報（災害情報、光化学スモッグ・PM2.5 情報等）

### 5 ページ運用にあたっての考え方

#### (1) 管理人について

- ① 管理人は非公開とする。
- ② 管理人は、八幡東区役所総務企画課広報広聴係長及びホームページ担当者とする。

#### (2) 記事の投稿について

- ① 記事の投稿は、管理人が行うものとする。
- ② 記事の投稿を依頼したいときは、所属長決裁後、総務企画課に合議を行うものとする。
- ③ 管理人は③の手続きを経た記事について、速やかに投稿しなければならない。
- ④ 記事の投稿については、原則としてイントラパソコンを用い、業務時間中に行うものとする。ただし、緊急の場合や記事の性質上、時間外やイントラパソコン以外の端末機を使用する必要があるときは、あらかじめ決裁を受けた上で、実施できることとする。
- ⑤ リンクを用いる場合、リンク先がリンクを認めているかどうか、またリンク先の内容が事前確認に努めること。
- ⑥ 公式発表、報道機関への情報提供、機械への報告など、投稿のタイミングは十分に考慮する。

### (3) 閲覧者からのコメントへの対応

- ① 投稿やメッセージに対しては、原則として回答しないこととする。ただし、管理責任者が必要と判断した場合は、別途決裁のうえ回答することとする。
- ② 記事とは関係のない市(区)政に対するコメントに対しては、市政(区政)提案箱の利用を促し、当該コメントは一定期間後に削除する旨を通告し、期限経過後に削除することとする。
- ③ 同一人から継続的にコメントが投稿され、放置するとページの運営に支障が発生する恐れがある場合は、投稿者に書き込みをやめるよう促し、これ以上継続する場合はアクセス禁止の処置を取る旨を通告し、再度書き込みがあった場合は、アクセス禁止の処置をとることとする。
- ④ 市職員の不祥事に対するコメントに対しては、冒頭に謝罪の言葉を記載した上で、市政(区政)提案箱の利用を促し、当該コメントは一定期間後に削除する旨を通告し、期限経過後に削除することとする。
- ⑤ 記事と無関係なコメントや意味不明なコメントに対しては、通告することなく速やかに削除することとする。また、見過ごすことができないほどの状況となった場合は、Facebook に通報するとともに、アクセス禁止の処置をとることとする。
- ⑥ 想像を超える多数の批判的なコメントが投稿され、物理的にコメントやメッセージに対応できなくなった場合は、速やかにページのトップに対応困難である旨を掲載することとする。
- ⑦ 記事に対する苦情については、内容をよく確認し、速やかに対応することとする。
- ⑧ メッセージに対しても、上記と同様に対応することとする。

### (4) 誤った情報を発信した場合の対応

- ① 速やかに記事の内容を訂正することとする。
- ② 訂正に際しては、記事の冒頭に【訂正】を表記し、訂正内容を記載することとする。

## 6 利用者に対する制限等について

### (1) 禁止事項(下記のような内容を投稿してはならない)

- ① 特定の個人、企業、国、地域を誹謗中傷する内容
- ② 北九州市を含む他者になりすますなど、虚偽や事実と異なる内容
- ③ 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とした内容
- ④ 著作権、商標権、肖像権、などの本市または第三者の知的財産権を侵害する恐れのある内容
- ⑤ 法律、法令等に違反している内容、または違反する恐れがある内容
- ⑥ 公序良俗に反する内容

- ⑦ 本人の承諾なく個人情報に特定・開示・漏えいするなど、個人のプライバシーに関わる内容
- ⑧ 有害なプログラムを配布する内容
- ⑨ 政治活動、宗教活動を目的とした内容
- ⑩ Facebook 利用規約に反する内容
- ⑪ 第三者に不利益を与えるなど、管理責任者が不相当と判断した内容

## (2) 個人情報の取り扱い

利用者が当ページに公開する個人情報等については、利用者が Facebook 利用規約に基づいて公開を承認したものとみなすこととする。

## (3) 知的財産権

当ページに掲載する個々の情報（文章・写真・イラストなど）に関する知的財産権は、北九州市あるいは北九州市以外の現著作者等に帰属することとする。

なお、当ページの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用してはならないこととする。

ただし、フェイスブック上で「シェア」の機能を使用しての掲載は妨げないこととする。

## (4) 免責事項

- ① 当ページに掲載情報については、情報の正確性、完全性、有用性について保証しないものとする。
- ② 北九州市は、利用者が当フェイスブックの掲載情報を利用または信用したところにより、利用者または第三者が被った損害について、一切の責任を負わないものとする。
- ③ 北九州市は、利用者により投稿された記事内容について、一切の責任を負わないものとする。
- ④ 北九州市は、利用者間、もしくは利用者と第三者間のトラブルによって利用者または第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わないものとする。
- ⑤ 北九州市は、上記のほか、当ページに関連する事項に起因または関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負わないものとする。
- ⑥ 北九州市は、当ページの内容を予告なく変更、見直しを行い、運用を中止できることとする。